

『空性法親王四国霊場御巡行記』について

—— 先行研究の検討と新発見の類本史料の射程 ——

石丸 禎

〔抄録〕

『空性法親王四国霊場御巡行記』は、寛永一五年（一六三八）に大覚寺宮空性法親王が四国霊場を御巡行された際の記録との跋文を持ち、四国遍路について書かれた最古の紀行文の著作として知られる。

同書は、やや不完全な七五調で、伊予国の記述が半分以上を占め、南朝方の史跡に詳しく、遍路道から外れた場所の記述も見られるなどの特徴があり、根拠は不十分ながらかねてから偽書説がある外、同年に御巡行をされたのは当時の大覚寺門跡尊性法親王であるとする記録もあることなど、先行研究において多くの不審点が指摘されてきた。

本論では、これら広範囲に及ぶ不審点について詳細に検討し、新たに発見した類本史料の検討から、本書の原著として略本が存在し、伊予国の記述のみを加筆した未完の著作が本書であろうことを明らかにする。

以上の検討を通じ、本書は、寛永一五年当時の空性法親王の四国霊場御巡行を今に伝える著作である可能性が十分に高いことを示す。

キーワード 空性法親王、御巡行記、遍路、真念庵、今治拾遺

一 『御巡行記』とは

『空性法親王四国霊場御巡行記』（以下、『御巡行記』という。）は、寛永一五年（一六三八）に大覚寺宮空性法親王が四国霊場を御巡行さ

れた際の記録との跋文を持ち、四国遍路について書かれた最古の紀行文の著作として知られる。同跋文は、以下のとおりである。

抑此一巻者、洛西嵯峨御所大覚寺宮二品空性法親王殿下寛永十五年秋起八月同終十一月、豫土阿讃四国霊場御巡行之途、路名区旧

蹟扈徒之節、依基命職執筆、

豫州菅生山大寶寺 權少僧正 賢 明 花押

本文の文体は散文ではなく、七五調である。過去から偽書説がある外、近年にも多数の疑問点を指摘する小松勝記氏の論考がある。これらについては、以下第四項で詳論する。

二 『御巡行記』の類本と所在

『御巡行記』は、『國文東方佛教叢書』（第一輯 第七卷 紀行部）に所収されている。同書は、大正一四年（一九二六）六月一五日の発行で、編纂者は鷲尾順敬氏である。当初は、國文東方佛教叢書刊行会の発行で、後に昭和二年に東方書院から再版されている。表題には「空性法親王四國霊場御巡行記 權僧正賢明記」、奥書には「鷲尾順敬三浦章夫 校註」とある。頭註が設けられ、八十八か所霊場の所在地と御詠歌、簡単な注釈が書かれている。冒頭部には「空性法親王四國霊場御巡行記解題」とする解題が収められている。

次に、伊予史談会編『四国遍路記集』（伊予史談会叢書 第一集）にも、『御巡行記』が所収されている。同書は、昭和五六年八月一五日初版発行で、編集・発行は伊予史談会である。表題には「空性法親王四国霊場御巡行記 賢明」、奥書には「鷲尾順敬・三浦章夫校訂の『國文東方佛教叢書紀行部』同書による。」とある。『國文東方佛教叢書』にあつた頭註と、解題は掲載されていないが、本文に段落が付けられ、『四国遍路記集』の巻末に、越智通敏氏による収録史料の解題がまとめて記載されている。

さらに、伊予史談会蔵『伊豫書籍要集十六』には、手書写本『嵯峨御所大覚寺宮二名洲御巡行略記』（以下、『略記』という¹⁾）がある。『伊豫書籍要集十六』は、伊予史談会が所蔵する古文獻の集成録で、『略記』を含む多くは伊予史談会用箋への手書写本である。最終頁に「昭和四年六月製本」とあり、小松勝記氏は「西園寺源透の指示とできるそうだ」としている。

『略記』の表題は、外題と内題が微妙に異なり、外題は『大覚寺宮四国御巡行略記』、内題は『嵯峨御所大覚寺宮二名洲御巡行略記』であつて、『御巡行記』と同じではない。解題、頭註や脚注はなく、巻末には、参考文献が列挙されている。本文に句読点や段落はない。

以上が『御巡行記』の周知の類本であるが、今般、第五三番円明寺から、現在の臼井大師堂（臼井御来迎）までの記述が収録された類本史料を発見した。これは、『今治拾遺』寺院第二十一之卷の国分寺の項に収録されたものである（以下、『今治拾遺』収録本²⁾という）。

『今治拾遺』収録本の内容と、外の類本との比較、その検討から分かること等については、以下第五項で詳論する。

三 『御巡行記』と『略記』の内容

（一）共通する特徴

『御巡行記』と『略記』は、表題、著者名と跋文、参考文献以外は、全文が七五調である。基本的に御巡行のルートに沿って記述がされているが、七五調であるから、一つひとつのことばと、その節全体が何を意味しているのか、解説する必要がある。とはいえ、一部掛詞は用

いられているが、和歌の如き難解な表現は見られないといえる。

八十八か所については、後記(三)記載のとおり第一番から第一〇番までを除き漏れなく記載されているが、現在の別格二十霊場は、記載されているところとされていないところがある。それ以外の多くの寺院についても書かれている外、名所旧蹟、各地の神社や城址についての記述が多い。また、一部土地に伝わる伝説も収録されている。さらに、南朝方の遺跡についての記述が豊富で、伊予国の記述が他の三國に比べて圧倒的に多い。具体的には、『略記』においては、伊予国の記述が四三三九文字で全体の約五六パーセント、讃岐国の記述が一〇〇八文字で同約一六パーセント、阿波国の記述が八二三文字で同約一一パーセント、土佐国の記述が一四一八文字で同約一八パーセントであって、伊予国の記述が半分以上を占め、六割にも迫る勢いである。土地に伝わる伝説の記述は土佐国に多く、南朝方の遺跡についての記述は伊予国に多い。

(二) 比較

『御巡行記』と『略記』の内容についての詳細な比較は、本論では割愛せざるを得ないが、およそ以下のことがいえる。

『御巡行記』と『略記』は、およそ同じ内容で、おそらく同じ原本を源にするものと思われるが、一部『略記』にあつて『御巡行記』にない記述がある。また、僅か数文字が異なっていたり脱落していたりする原因として、『御巡行記』では意味が取れなかったものが、『略記』では意味が取れるようになったところも多い。同じ原因から、

『御巡行記』は七五調が崩れている部分が多い。その点、比較的『略記』の七五調は整っている。さらに、『御巡行記』にはルビが付されているが、ルビの間違いにより七五調が崩れているところもある。翻刻にまで至った『御巡行記』の内容は、むしろ手書写本である『略記』に比べ、原本からより多く変質しているものと思われる。

(三) 経由地とコース

経由地とコースの詳細な検討についても本論では割愛せざるを得ないが、およそ以下のとおりである。

記述は第四四番大宝寺から始まり、現在の札所番号順に伊予国から讃岐国へ、いまでいう順打ちで周り、第八八番大窪寺に至って、そこから鳴門の渦潮見物の後、第一一番藤井寺から札所番号順に阿波国から土佐国、伊予国と周り、第四四番大宝寺に戻って筆を置いている。

左右の山々や、城址等のランドマーク的な記述については、実際にそこを訪れたというよりは、例えば現代の観光バスの右手左手の案内のようなものであったり、眺望についての記述であったりすると考えることもできるとはいえ、特に伊予国においては、八十八か所を結ぶ最短ルートからかなり外れていたりと、迂回していたりする部分もある。浮島神社(伝長慶天皇御陵墓)周辺に立ち寄られているのも、現在の遍路道と異なる部分であるが、特に、福見山や石鎚山周辺などは、実際には立ち寄られていないのではないかと思われる。伊予国においてルートの迂回等が顕著に見られることについては、今般新たに発見した類本史料『今治拾遺』収録本の検討により新たな知見が得られるも

のと考える。詳しくは第五項で述べる。

また、阿波国の第一番霊山寺から第一〇番切幡寺までは、「十里所打過て」（『御巡行記』では、「十里十箇所打過て」と書かれ、記述が省略されていて、確たる足取りが掴めない。「左は白鳥の神の瑞垣恭敬し」と白鳥神社に触れられているが、この書き方からは、白鳥神社を經由したのではなく、遠くから望み恭敬したということも考えられる。そうすると、大窪寺から切幡寺へ抜け、霊山寺までの間は逆打ちであったかも知れないともいえる。霊山寺を打った後には鳴門の渦潮見物に向かい、撫養の港に上陸して、まさに「揖を帰し」て大麻彦神社を詣で、勝瑞城の辺りで吉野川を渡り、焼山寺へ向かったことも考えられることになる。

コースについては、右の指摘の外は、大きくは現在の遍路のコースと変わらないといえる。

四 小松論考について

（一）小松論考とは

平成二〇年（二〇〇八）一月二日愛媛大学で行われた第一回四国地域史研究大会の研究集会において、高知県歴史民俗資料館の小松勝記氏が、「創作された四国ヘンロ資料『空性法親王四国霊場御巡行記』」と題して発表をされている。

その内容は、「四国遍路と世界の巡礼」研究会編『第一回四国地域史研究大会―四国遍路研究前進のために―』公開シンポジウム・研究集会プロシードィングズ』として二〇〇九年三月に刊行され、同書の

内容は現在愛媛大学付属「四国遍路・世界の巡礼研究センター」のウェブページでも見ることが出来る。本項では、同書収録の小松勝記氏の論考（以下、「小松論考」という。）について詳しく検討したい。『御巡行記』についてのまとまった先行研究は、管見によれば、小松論考のみである。

（二）小松論考が指摘する不審点

小松論考は、その序論で、

四国巡拝を記した最古のものとされる文献に、『空性法親王四国霊場御巡行記』がある。全文を七五調で綴り美文との評価もみられるが、七五調は各所で崩れ無理の多い文章となっている。霊場をはじめとする当時の寺院の描写に、臨場感が感じられず周辺の人物像も見えない。また時代性の錯誤もあり、四国霊場の巡行記とするには実質的内容が乏しすぎる。

これまでも重要な文献とはされてはおらず、ある程度の不審を抱かれながらも、「表題」と「寛永十五年八月」のみが利用されているのが現状である。本稿では出典、原本、写本等について改めて検討、文言の整合性を検証、『御巡行記』の真偽を考察していきたい。

と述べている。その外、多くの不審点を指摘しているが、類型化して整理すると、主なものは以下のとおりである。なお、できるだけ小松論考自体の記述を用いる。

1 伊予国の記述が多い

i 『御巡行記』の文章を行単位で比較してみると、活字本における題字と後記を除いた本文二百十五行のうち、伊豫は百二十一行で五六%、讃岐は三十五行一六%、阿波二十三行一一%、土佐三十六行一七%と半分以上が伊豫で占められている。

2 南朝の史跡についての記述が多い

i 愛媛県における寺社、特に神社とその祭神の記述が多く、中豫の高縄半島とその周辺において詳しい。

ii 全体的に幕末の勤王思想に多大の影響を与えた、南朝を美化した皇国史観に立つたと思える文章である。

3 コースに疑問がある

i 路程は各所で前後して書かれている。美文調に記述するためと考えてもよいかもしれないが、ヘンロが立ち寄らない札所から離れた所も多い。

ii 香園寺が横峰寺の後に取り上げられている。承応二年(一六五

三) 澄禪の『四國辺路日記』では「国分寺―一宮(寶壽寺)―香園寺―横峰寺」と回るが、貞享四年(一六八七)真念の『道指南』で

「国分寺―横峰寺―香園寺―一宮(寶壽寺)」と変わっている。これは一宮が洪水で社地を移したためであり、『奉納四國中辺路之日記』

(資料紹介・『奉納四國中辺路之日記』(内田九州男))も澄禪と同じ順序である。

iii 現存するヘンロ日記や納経帳に大麻比古神社が見えるのは稀であり、また札所を回れば勝瑞城への路程はとらない。また「十里十箇所」の表現はあるのだが、「ヘンロ」をした人の言葉としては省略

が過ぎよう。

iv 飛石を通れば野根山は見えない。

v 木の丸殿は高知市西部にある朝倉神社を指し道程には入らない。

4 江戸初期には確認されていない言葉が使われている

i 日本三景、四国三郎、大洲、南に高き銅の山、藍屋の御坊、等。

5 当時の事実と異なることが疑われる記述が見られる

i 五台山から禅師峰寺のある山は見えない。

ii (月山神社の項に「堂も社も無事なるは」とあるが)江戸期、忠義公寄進の堂舎は寛永より後であって、それも二度にわたり焼失、その後は粗末な庵だったことが『南路志』に見える。幕末に旅した

土佐藩士の紀行文も同様である。明治になって神社として再建された後ならばわかるが。

iii (山頼和霊社について)伊達宇和島藩、初代藩主秀宗の家老で、

元和六年非業の最後を遂げた、山家清兵衛公頼(やんべせええきみより)を祀る和霊神社のことだが、『宇和舊記』では承応年間に

建立、元禄十三年に明神号を授与と書かれる。『角川地名大辞典』は伊達宇和島藩初期、藩政改革の対立から一家は政敵に暗殺された

が、藩の政治が確立した頃から追慕されはじめ、承応二年(一六五三)小祠が建てられたとある。

『大海集』(刊本『南路志』十、所収)には、山家清兵衛尉殿八元和六庚申年六月廿八日、とかなきにさん言にて御卒去(中略)その年五三十八年二至、明暦三丁酉六月廿四日より和霊大明神と奉仰」とあって、寛永年間は墓所だけの可能性が大きい。

iv（真念庵について）これまでの論考に添えば、真念庵の建立は天和二年（一六八二）となり、寛永十五年（一六三八）との間に四十五年の開きができる。確かに建物はそれ位の年月が経てば、建て直す必要が出てくるので再建とすることも可能ではある。さらに真念の享年を七十歳と仮定して、同一人の真念が二度建てたとすれば、最初は十六歳となる。これではあまりに若すぎないであろうか。また享年を八十歳としても、二十六歳で単なる頭陀聖であったとすれば、その真念にそのような経済力があつたのか疑問がおこる。寄進を募るとしても多くの喜捨が集まったとは考えにくい。

6 過去から偽書説がある

i 昭和三年七月三〇日発行『伊豫史談第五十四號』の伊豫圖書目録。○二名洲御巡行略記 理覺坊執筆 一冊 幡多寺、西、山、長寛永十五年、嵯峨大覺寺空性法親王四國御巡行記也、後世竄入して原質を失ひ、今は偽書とみらるるに至れり。

ii 昭和十二年一〇月二五日発行『伊豫史談第九十二號』（『伊豫史談第二十三卷第四號』として復刻）、西園寺源透の「四國靈場考」と題した論考。

(は) 大覺寺宮二名洲巡行略記

此書は七五調の韻文にして、所謂和讃體のもので、好文句の多い趣味ある文章である、後世得能桑洲等が猥りに竄入潤飾して、眞偽の區別が分らぬ様にしたのは残念である、併し寛永十二年に、大覺寺空性法親王が、四國巡行あらせられた事は事實で、他に傍證が二三ある、當時有名の連歌師里村玄陳が随行し

あれば、記行を作りたるは勿論であらう、それが其儘博はらなものは遺憾である。

7 後世の書誌からの盗用が疑われる

i 記述される内容を検討していけば、『古跡遊覧・四國名所誌』や『愛媛面影』、『四國辺路道指南』、『四國徧礼功德記』など、地誌やヘンロ案内書から引用した雰囲気強く感じる。

8 空性法親王が四國御巡行をされたとすれば別の時期であり、寛永一五年に御巡行をされたのは尊性法親王である

i 『山内家史料』等による。

ii 空性法親王は門跡を退隠して後、ある時期には大寶寺に止住しており、誰か（あえて賢明をとらない）を共に四國を巡覧していた可能性は残る。

(三) 不審点の検討

小松論考が指摘する右記の主な不審点について、以下に検討する。

1 『御巡行記』オリジナルな点がある

前述のとおり、『略記』では七五調はかなり整っている。

また、『御巡行記』が「藍屋の御坊」としている部分は『略記』では「塩屋の御坊」と正しく書かれているし、月山神社の項で『御巡行記』が「堂も社も無事なるは」としている部分は、『略記』では「堂も社も此寺はは由縁有る寺ぞなん」と記され、不審点は解消している。

2 伊予国の記述や南朝の史跡についての記述が多いことについてこれについては新たに発見した類本史料『今治拾遺』収録本の検討

により新たな知見が得られるものと考ええる。詳しくは第五項で述べる。

3 コースの疑問について

全体のコースからかなり外れていたたり、迂回していたりする部分があることについては、前記第三項の(三)に記載したとおりである。また、そのような記述がほぼ伊予国だけに見られることについては、前記2と同じく、新たに発見した類本史料『今治拾遺』収録本の検討により新たな知見が得られるものと考ええる。

次に、香園寺が横峰寺の後に取り上げられている点である。

澄禅『四国辺路日記』には、

一ノ宮、道方一町斗田ノ中ニ立玉ヘリ。地形余リヒククシテ洪水ノ時悪鋪故、南ノ山エ度々移奉シカ共元ノ地エ安座可在由、度々託宣在ル故此所ニ御座ト也。本地十一面観音也。夫方川ヲ渡テ一本松ト云村ヲ過テ、新屋敷ト云所ニ右ノ社僧天養山保壽寺ト云寺在リ。寺主ハ高野山ニテ数年学セラレタル僧也。予力旧友ナレハ申ノ刻方此寺ニ一宿ス。

三日寺ニ荷俵ヲ置テ横峯エ往、先十町斗往テ香園寺ニ至ル。一ノ宮方十八町ナリ。(中略)

夫方元ノ如ク坂ヲ下テ保壽寺ニ還タリ。其夜ハ此寺ニ宿ス。上下六里。

とあって、①一宮は洪水のため南の山へ度々遷座しているが、戻りたいたの託宣もあってか、元の地に戻したこと、②宝寿寺の住職は澄禅の旧友であって、宝寿寺に泊まり、翌日荷物を置いて香園寺、横峰寺と打ち、また宝寿寺に戻って一泊していること、が分かる。

『先達教典』によれば、宝寿寺(一宮寺)は、寛永一三年(一六三六)四国遍路の行者宥伝上人によって現在地に移転、再興され、宥伝上人を再興の祖としている⁽⁸⁾。すなわち、水害による移転は、寛永一五年(一六三八)当時既に一度は行われていたのであって、『四国辺路日記』の前の記述とも整合する。

当時の諸記録の参拝順を整理すると以下のとおりである。

A 『御巡行記』『略記』(寛永一五年(一六三八))

国分寺—横峯寺—香園寺—一宮(移転後)—吉祥寺—前神寺

B 澄禅『四国辺路日記』(承応二年(一六五三))

国分寺—一宮(旧社地)—宝寿寺—香園寺—横峰寺—宝寿寺—吉祥寺—前神寺

C 真念『四国辺路道指南』(貞享四年(一六八七))

国分寺—横峰寺—香園寺—一宮(移転後)—吉祥寺—前神寺

D 『奉納四國中辺路之日記』(記録上は、元禄元年(一六八八))

国分寺—一宮(旧社地か)—香園寺—横峰寺—吉祥寺—前神寺

『奉納四國中辺路之日記』の一宮が旧社地なのか移転後なのかは不明であるが、仮に、旧社地であると仮定して考えてみれば、すべての記録が、実は各経由地を最短距離で結ぶ合理的なルートを示していることが分かる。すなわち、一宮の旧社地(白坪)を参拝する場合は、次に香園寺—横峯寺と打ち、旧社地を経由せず移転後の一宮(宝寿寺)に参る場合は、横峯寺—香園寺—一宮(宝寿寺)と打つのである。そうだとすると、『奉納四國中辺路之日記』の一宮は、旧社地であることになる。

寛永一三年（一六三六）には既に一度は一宮（宝寿寺）の移転があったのであるから、『御巡行記』『略記』が、国分寺―横峯寺―香園寺―一宮（移転後）と経由しているのは不思議ではないといえる。

また、『奉納四國中辺路之日記』の一宮が旧社地であるとすれば、その内容は、寛永一三年（一六三六）の移転前の著作である可能性があることになるが、内田九州男氏が、「おそらくこれ（『奉納四國中辺路之日記』）に先行しかつ内容面では非常によく似た「辺路札所日記」が「世間流布ノ日記」といわれているように、（澄禅の頃には）かなり広がっていたのではないだろうか」と指摘されていることと整合性があり、興味深い。

次に、一番から一〇番までの記載を「十里十箇所」として省略していることについてである。

一番から一〇番までの間のコースについては、前記第三項の（三）に記載したとおりのコースであったことが考えられる。なお、一番から一〇番までの記載が省略されているのは、札所順（札所番号ではない）で考えれば、大窪寺の後切幡寺へ出れば、ここで円環が成立するから、霊山寺から法輪寺（一番から九番）が円環の外になることと、切幡寺（一〇番）の名前とその由来¹⁰に掛けられていることもあり得ると考える。

次に、朝倉神社とあるのは、朝峯神社の間違いであろう。

4 江戸初期に確認されていない言葉について

江戸初期にはなかった言葉であるとの証明はされていないが、一部の言葉が後世に変えられたということがあり得ないことではない。

大洲の表記については、大洲の呼称は萬治元年以降との指摘であるが、この地は古くから大洲と表記されていた。江戸開幕直後の記録としては、江戸幕府は慶長一四年九月に、淡路洲本城主脇坂安治を伊予の大洲城に移して二万石を増し、代わりに淡路を藤堂高虎に守らせているが、この際の記録が多くの史料に残されている。例えば、「寛政重修諸家譜」九百三十七の記述は次のとおりである。¹¹

脇坂安治、甚内、中務小輔、從五位下、慶長十四年九月、須本をあらためて、伊豫國大洲城をたまひ、加増ありて、喜多浮穴風早三郡のうち尔をいて、五萬三千五百石を領春（す）、

5 当時の事実と異なることが疑われる記述が見られることについて

五台山から禅師峰寺のある山は見えないことについては、例えそうであったとしても、表現上の修辭として許容される範囲であろう。

月山神社の記述については、前記1に記載のとおりである。

次に、山頼和霊社について検討する。

平凡社『日本歴史地名大系 第三九卷 愛媛県の地名』には、

事件後寛永九年（一六三二）金剛山正眼院大隆寺で秀宗夫人桂林院殿の三回忌の執行中、大風が吹いて本堂の梁が落ち、玄審が圧死したのをはじめ、事件の関係者と目された人々が海難や落雷で次々と変死し、藩内の人々は公頼の怨霊の祟りとして恐れた。

また、慶安二年（一六四九）の大地震、寛文三年（一六六三）年の大旱魃、同六年の大風雨、享保の大飢饉等も怨霊の祟りとされた。

最初、森安の八面大荒神の社隅に小祠が建てられ、児玉（みこ

たま) 明神と称し、公頼の霊を祀った。承応二年(一六五三)六月二四日、公頼の三三回忌に宇和島藩は公頼の冤罪を証明し、京都吉田家から奉幣使を迎えて檜皮社に山頼和霊社を建てた。同社は明暦二年(一六五六)六月に向山へ、寛文七年六月に森安へ移され、元禄一三年(一七〇〇)一月には吉田家から明神号を授与され、享保一三年(一七二八)和霊大明神と号した。¹⁵⁾とある。

既に山頼和霊社が建立されていたのであれば、「山頼和霊社」や「和霊社」と書き、「山頼の神霊」とは書かないはずだ。むしろ「児玉明神」を「山頼の神霊」といった可能性が高いのではないだろうか。

次に、真念庵について検討する。真念庵及び宥弁真念に関する略年表を書けば、以下のとおりである。

- a 宥弁真念の生年は不明である。
- b 寛永一五年(一六三八)『御巡行記』に、「真念庵」の記載あり。
- c 天和二年(一六八二)宥弁真念、真念庵建立(『土佐国堂記抄録』¹⁶⁾)。
- d 元禄四年(一六九一)宥弁真念閉眼(白木利幸氏の論考¹⁷⁾)。

右のとおり、真念庵との名の初見は『御巡行記』であるところ、天和二年(一六八二)に宥弁真念が真念庵を建立したという記録と矛盾する。白木利幸氏は、真念庵が移転のため二度建立されたとすれば、この矛盾が解決することを指摘しているが¹⁸⁾、前記のとおり、小松論考では、真念の年齢からすると考えにくいとしている。

i 真念庵の記述について

宥弁真念自身の『四国辺路道指南』には、次のとおり書かれている。¹⁶⁾

○市野瀬村、さが浦より是まで八里。此村に真念庵といふ大師堂、遍路にやどをかす。これよりあしづりへ七里。但さゝやまへかけるときハ、此庵に荷物をおき、あしづりよりもどる。月さんへかけるときハ荷物もち行。初遍路ハさゝやまへかけるといひつたふ。右両所の道あないこの庵にてくハしくたづねらるべし。この間小川四瀬あり。

遍路道の要所に、自らが建立した大師堂である。小松論考がいうとおり、若くしては困難な、それなりの困難を伴ったであろう事業である。それにしても、あまりにも素っ気ない表現ではないだろうか。一方、真念は、宇和島の満願寺について、『四国辺路道指南』の序で、

此満願寺、八十八ケの中にあらずといへども、大師草創の梵宮にて、往昔は大伽藍なりしが、破壊年久しく尽るになん／＼とす。

今出す所の霊場記、道しるべ両通の料物をあつめ、彼寺九牛が一

毛修理せむ事、それがし懇天の別願なり。

と記し¹⁷⁾、同満願寺の項でも再びその情熱を記している。真念は、自らの善行を積極的に語るのを憚るタイプではなく、むしろ自らの意思や行動を情熱的に表現するタイプではないだろうか。そして、もし真念庵が真念の建立によるものであったとすれば、多くの人々の協力を得た前例として、むしろ積極的に記されるべきところではないか。

また、寂本の弟子中宜が書いた『四国偏礼功德記』の跋辞には、
四国のうちにて、遍礼人宿なく艱難せる所あり。真念是をうれへ、

遍礼屋を立、其窮勞をやすめしむ。

とある。¹⁹細かい違いだが、遍礼屋であつて大師堂とは書いていない。

なお、承応二年（一六五三）澄禪『四国辺路日記』には、

是方坂ヲ下リテ一ノ瀬ト云所ニ至ル、是方足摺山エ七里也。寺山

エ往ニヲツキ、ヲサ、トテ横道ノ札所ニケ所在リ。ヲツキヘハ足

摺山ヲ往廻リテ海辺ヲ通り往ニ大事ノ難所多シトテ、皆是方七里

往テ足摺山ヲ拝シテ、又七里坂テ一ノ瀬方寺山へ往ナリ。然ハ荷

俵ヲ一ノ瀬ニ置テ足摺山へ行也。

とあり、²⁰既にこの地には足摺往復のための拠点施設があつたと考えられている。

前にみた真念庵の建立について記した『土佐國堂記抄録』は、延享五年（一七四八）に藩寺社方の編集したものを明治二年（一八八八）に抄写したものである。²¹延享五年（一七四八）は、『四国辺路道指南』から六一年、真念閉眼からは五七年の後である。その頃には真念庵は、四国遍路の普及に功績のあつた宥弁真念の建立といわれるようになっていたとしても不思議ではない。

ii 「真念庵」という名について

真念のフルネームは「宥辨真念」、あるいは「宥辨真念房」であるが、高松市牟礼町の洲崎寺にある真念の墓に「大法師真念靈位」とあることからも、法名は真念であつて宥辨は道号なのではないか。なお、²²房号が法名と同じ場合もある。「大法師」はよく分かつていないが、²³一宗の正式な伝法伝授を受けていない僧ではないかと考えられている。「真念」が法名だとすると、自ら建立した建物に、自らの法名と同

じ名前を付けるだろうか。自ら名付けたものではないとしても、実名敬避俗からすれば、少なくとも生前に、法名と同じ名を建物に付けることは避けられるはずではないだろうか。しかもそれが大師堂であれば、なおのことであろう。

以上から私は、真念庵は宥弁真念による建立ではないものと考ええる。

6 過去からある偽書説について

二説とも根拠史料が示されていないが、この点についても、新たに発見した類本史料『今治拾遺』収録本の検討により新たな知見が得られるものと考ええる。詳しくは第五項で述べる。

7 後世の書誌からの盗用が疑われることについて

似た記述があるとすれば、『御巡行記』の記述を、後世の著作が引用したと考えるのが普通であるところ、敢えて逆であるというには、論拠が必要である。

8 空性法親王が四国御巡行をされたとすれば別の時期であり、寛

永一五年に御巡行をされたのは尊性法親王であることについて

いわゆる『山内家史料』には、寛永一五年の大覚寺宮の四国御巡行に際し、土佐藩が近隣藩や老中、大阪屋敷等と情報交換を行った手紙を含め、御巡行に関するいくつかの記録がある。²⁴これらの記録から、御巡行の足跡を辿ってみる。

八月 六日 大覚寺宮一行が大坂着。四国邊路に向うため阿波藩に御迎船を求め。公儀の大事とて阿波藩から京都所司代に伺を立てるが、問題なしとして船を手配。

二〇日 阿波に着船。一行は、大勝院、八嶋寺上人、連歌師

玄陳、医師井狩玄譽、法眼坊官菅性伯、法輪寺御内侍松白等、彼是上下四十四人。

二二日 阿波守が謁見。阿波守は城外にてその後三度謁見。

御供衆めいめいの宿に侍を付け、御見物の所々にも侍を遣し御馳走。

九月 四日 徳島城にて饗応（但し、精進物専一）。

六日 夜、阿波守城外にて振舞。

七日 鳴門見物。

一三日 徳島出航。

一六日 甲浦着岸。

（不詳） 土佐にては常通寺に在留。再三土佐守（忠義）謁見。

高知城に招請、三の丸にて饗応。

二八日 土佐出航、伊予へ向かう。

（不詳） 蹉跎山（足摺岬）参詣。

以上の記録に見られるとおり、寛永一五年に大覚寺宮一行が四国御巡行を行ったことは史実として認められる。そしてその一行は、大勝院、八嶋寺上人、連歌師玄陳、医師井狩玄譽等々、彼是上下四十四人に及ぶという。『山内家史料』では、阿波国と土佐国の様子しか分らないが、両国において藩主から歓待を受けている。また、記録により、四国御見物とするものも、四国邊路とするものもある。

ところが、肝心の「大覚寺宮」については、尊性法親王とする記録と、空性法親王とする記録の両方が存在するのである。

前者を列挙すると以下のとおりである。

- a 『山内家史料』（『第二代忠義公紀第二編』）中の『御記録』
 - b 『山内家史料』（右記同）中の『御國年代記』²⁶
 - c 『統群書類従・第四輯下補任部』中の「大覚寺門跡略記」²⁷
 - d 『大覚寺年譜』²⁸
- 後者は以下のとおりである。

- e 『宇和舊記』（明石寺の項）²⁹
 - f 『今治拾遺』（国分寺の項）³⁰
 - g 『正親町天皇実録』³¹
- また、いずれとも特定できないものは以下のとおりである。

- h 『山内家史料』（右記同）中の『御手許文書』³²
 - i 『山内家史料』（右記同）中の『南路志』³³
 - j 『宇和舊記』（明石寺以外の項）³⁴
 - k 『玉藻集』（『香川叢書三』）³⁵
- 小松論考は、寛永一五年の御巡行が誰であったかについて、右記傍線部の史料は参照されていないので、それぞれ見てみる。
- 『大覚寺年譜』には「寛永十五戊寅 八月尊性四国御遊覧」とある。³⁶『今治拾遺』と『正親町天皇実録』は、『御巡行記』自体（の跋文）を根拠としている。なお、『正親町天皇実録』は、〔按〕として「本條所引ノ空性法親王四国靈場御巡行記ニ洛西嵯峨御所大覚寺宮ニ品空性法親王殿下ト記セルハ還俗後ト雖モ前称號ヲ以テ記セルモノナルベシ、」³⁷としている。

『宇和舊記』の明石寺の項には、
一寛永十五年十月、嵯峨大覚寺門跡二品空性法親王、四國邊路修行

の時、此寺に一宿、假屋の前に櫻あり、六日前より木の下計雨ふり、御立迄七日降申由、尤花も咲といへ共、是は小春の時節なれば、世に珍しからず、雨の降こと奇妙なりとて、時雨の櫻と名付給へり、供奉の連歌師玄陳の發句に、

空に知らぬ雨や櫻の下時雨

となん、自筆の短冊此寺に被_レ残置_二の由、今に有、彼櫻は上の坊門前に今にあり。

とある。⁽²⁸⁾玄陳の句の「空」は、空性法親王の御名に掛けられているようである。そして、假屋前の桜の下ばかり雨が降る現象に、御忍びの旅であることを重ねて詠まれているように思われる。明石寺は「めいせきじ」と読むが、「あかし」とも読めるのは偶然だろうか。あるいは、寛永一五年以前の御巡行の際に詠んだものだろうか。小松論考では外の史料の存在などを根拠に「二人を混同したものと考えられる」と結論付けている。

「山内家史料」中の、松山藩主松平隠岐守定行から土佐藩主松平土佐守に宛てた書状には、

（前略）

一大覺寺殿御代代四國邊路被_レ成候ハて不_レ叶儀御座候哉若又公儀御存知ニ而御見廻り被_レ成候哉左候は御馳走候而御尤成儀ニ候左も無_レ御座_二御自分之御見物迄之儀ニ候は左程御馳走は不_レ入義と存候大方ニ可_レ被_レ成候御門跡などの遠國波濤へ之御見物は珍敷儀ニ御座候大覺寺殿は四國御廻り被_レ成候筈ニ而御座候哉不審ニ存候間其元ニ而様子御聞合被_レ成重而可_レ被_レ仰聞_二候猶期_二後音_二之節_二候

恐惶謹言

九月十日

松平隠岐守

定行（花押）

松平土左守様

とあり、⁽²⁹⁾松平隠岐守がいろいろと不審点を挙げて土佐守に質問をしている。その中の右傍線部は、「大覺寺殿は四国をお廻りになられた筈ではなかつたかと不審である」という意味ではないだろうか。現役の大覺寺門跡である尊性法親王が、二度四国御巡行をされたという記録はないし、それは考えにくいといえるだろう。ここである「大覺寺殿」が空性法親王のことであるとすれば、空性法親王が寛永一二年に四国御巡行をされたという前記西園寺源透の主張とも整合する。

また、右引用部冒頭には「大覺寺殿御代代」とあるが、これは「大覺寺門跡代々」という意味であろう。そうすると、「大覺寺殿」という言葉は、「大覺寺門跡」を指す場合と、空性法親王や尊性法親王などの特定の人物を指す場合の両方の使われ方があることになる。「御手許文書」には、「大覺寺殿」や「大門様」との表記が多く、それらの表記が大覺寺門跡すなわち尊性法親王を指すのか、空性法親王を指すのか、実は判断は難しいといえるのではないだろうか。

「御手許文書」には、外にも興味深いものがあるが、ここでは割愛する。私は、寛永一五年の大覺寺宮四国御巡行は、公儀の対応等から見ても大覺寺門跡たる尊性法親王一行であったが、そこには空性法親王も御忍びで同行されていたと考えるものである。

五 『今治拾遺』収録本について

(一) 内容と『略記』との比較

『今治拾遺』は、最後の今治藩家老であった服部正弘氏が、同藩に伝わる史料等を網羅収集して著したもので、明治二十七年四月に完成し、同藩最後の藩主であった久松（松平）定法に呈したものである。長らく久松家の厳封された長持に保管されていたものとみられるが、昭和五九年末に定法の後裔久松定憲氏が今治市に寄贈し、現在は今治城管理事務所の収蔵庫に保管されている。

『今治拾遺』は、全五〇巻が三つの桐の箱に納められているが、おそらく完成当時から姿と考えられている。各巻の厚さは約一センチメートル程度で、右端の上下二か所で、約一・五センチメートルの間隔で二つの穴を空け、この二つの穴を通す紙綴りを結んで綴じられている。各巻は、縦約二四・一センチメートル、横約一六・八センチメートルで、現在の規格のB5判より一回り小さいサイズの策子本である。表紙と裏表紙には厚紙が使われているが、裏表紙には再利用紙を含め何枚かの和紙を貼り合わせて厚紙のようにしたものが使われている。表紙と裏表紙以外は薄手の和紙が袋綴りにされていて、本文は繊細な楷書で記されている。作者の几帳面な性格が分かるようである。

翻刻本は、今治市市制七〇周年記念として、今治市郷土史編さん委員会が編纂し、昭和六二年（一九八七）七月に今治市から『今治郷土史資料編 近世一（今治拾遺）』として発行されている⁴⁰。

『今治拾遺』は明治二十七年四月の著作であるから、『今治拾遺』収録

本は、今治藩周辺の記述のみとはいえず右記周知の類本中最古のものとなる。

今回新たに発見した『今治拾遺』収録本の全文及びその見出しは以下のとおりである。左記引用文は頁の最初から始まっていて、「記号で区切った位置までが一頁の記述量である（「有水ノ水ハ」までで見開き一頁）。また、ルビは原本のままである。

一 洛西嵯峨大覚寺宮二品空性法親王寛永十五戊寅年九月二名洲巡行記之内抜萃

偕夫ヨリモ野間郡阿方ノ村円明寺。拜テ過ル道遙カ秀テ高キ嶺有ハ。饒ノ速日ノ天降ル。流ヲ汲シ河野氏。數十世住メル城ノ跡。平家ノ巻ニ明ケキ。道前道後ノ堺ナル高縄山ト言傳フ麓ニ續ク鳥帽子嶽腰折山ト云レケル。歌モ有レ共誰人ト筆ニモ更ニ記サレズ。急ケハ程モ近見山過越シ行ハ今治ノ城ヲ三島ノ夢覺テ。宮ヲ別チテ建トテモ和光ノ誓ヘダテナシ。泰山密寺八幡山弓箭ヲ守ルノミナラズ。蒼生モ隔ナク塵ニモ交ル神心口。實信アレハ徳アリト猶頼母數再拜シ貪瞋愚痴ニ染ナセル。垢ヲ佐禮ノ山ノ峯千手ノ御手ノ數分ケテ。弘誓ノ徳ヲ顯ハセル国分寺コソ聖武帝諸国同時ニ建給フ。東ノ森ノ碑ハ脇屋刑部義助ノ「印ノ石ト聞ヘシカハ暫ク回向ナシニケル。實ニ此人其昔シ後醍醐帝ノ功臣ニテ。兄左中将義貞ト鎌倉相模入道ヲ。シキリニ責シ其時ハ稲村崎モ干瀉トナリ一時二城ヲ乗取シ威勢天下ニ隠レナシ。其後延元第五年勅詔有テ四国ノ総大將ト成シメテ四月ノ廿三日ニ、今治浦ニ着岸シ国府城ニ入ケルカ。程ナク病ノ床ニ臥シ、五月十一日トカヤ此所ニテ

身死リヌ。又尊氏ナドヲ初トシ赤松等モ後ハ皆朝敵トコソ成ケルガ。新田楠北畠土居得能名和児島菊池結城ノ一族ハ。義ヲ金石ニ堅クシテ忠ハ天地ヲ貫ケリ。文武ヲフ輩ハ比等ノ人ヲ手本トモセマホシキ也。此迄八十八ヶ所ヲ拜残ラス順禮シ。常盤二花ノ櫻井ヤ。巡ル日數モ長澤ノ。南二聳山ノ名ハ。何ト醫王ノ峯高ク。幾年月カ歴給ヘル。葉師如来ノ徳光ハ日夜朝暮ニ弥増テ。餘輝蒙又者モナシ暫時運テ道ノ邊ニ。有水ノ水ハ「其謂レ。如何ナル事トシラ糸ノ結ヒアゲテヤ旅人ノ渴ヲ除ケルノミナラズ。昼夜作シ罪過ノ第八識ニ薰リシモ忽洗落サムト往来ノ人モ一々ニ等閑ニセン者ハナシ。猶二度三度モ回ラホシト思ヘ共。亦住馴シ古寺ニカヘラマホシト彷徨ヌ

次に、『今治拾遺』収録本に対応する部分の『略記』の記述は以下のとおりである。

勝岡明神円明寺大内要害花見山古城の墟和歌尔知る茲成名所堀江漕棚無小船粟井坂峠の古墳影向して過往く方の峯高く饒野速日の天降流れを汲みし河野氏数十世継ぐ城の墟平家の巻尔明らけき道前道後の境なる高縄山と言伝ふ麓尔建る宮柱高縄明神国津彦道の道日女庄薬師是神宮司勲る最明禅寺大通寺風伯の神恵良山鳥帽子腰折河野坂加茂の社弥遍照院大井八幡星の浦箱瀉守る山祇の神の宮崎野間の神延喜観音近見山僧都の水を吞石井山の古城三島宮王濱八幡今治の城を三島の浪高く渡りて拝む大山の神の台の瀧清く穢れを拂ふ海原や参議佐理郷筆の趾伊豆も摂津も此の地より遷す印は大三島和銅の昔別宮に土和光の誓結び込む府中樹下東禅寺泰

山密寺宝積寺大野神宮司とる柱の釋迦牟尼龍の陵奈良原旧新両権現南方君宮御旗寺高野玉川光林寺伊予中の神古神戸清水流るゝ八幡弓箭を守るのミならず蒼生も隔てなく塵にも交る神心実に神あれハ徳ありと猶たのもしく再拜し貪瞋愚痴尔染世る垢を佐礼の山峯千手の御手の数分て弘む誓の徳多く瀧の流れの宮守る古谷竹林五台山南方皇子三陵墓朝倉樹下万願寺諸国同時尔建給ふ金光明寺法花寺東の森の碑を脇屋刑部卿義助の印の石と聞しかは暫く廻向なし尔ける実此の人は其の昔後醍醐帝の功臣そ兄左中将義貞と鎌倉相模入道を頼に責し其時は稲村崎も干潟なり一時尔城を乗り取りし威勢天下尔隠れ無既尔延元第五年勅詔ありて四の国の総大将と成らしめて四月の廿三日尔今張浦へ渡り来て国府の城尔入けるか程無疾の床尔臥し終尔五月十一の日とかや此所尔て身死りし跡弔人も無しと聞く順逆逆倒致あさましき世そふ便なる足利氏尊氏直義讎覆し赤松氏等も後はみな朝敵とこそ成ける新田楠北畠土居得能名和児島菊池結城の一族等金石よりも義を堅く忠は天地を貫けり文武を学ふ輩は是等の人を龜鑑ともせまほしきなり梅椿常盤尔花の桜井や巡尔日數も長沢の南に聳ゆ山の名は何と医王の峰高く幾年月カ歴たま得る薬師如来の徳光ハ日夜朝暮尔弥増して余輝蒙らぬ者は無し施多の古城見上げつゝ昔の義士の屍を埋めし趾と影向して暫時泪の露時雨幾世経ぬらん楠木の神の宮寺神宮寺白井の水ハ其謂れ如何なる事と知ら糸の結び掲たる旅人の渴を除けるの已ならず昼夜作りし罪過の才八識に薰せしも忽洗落さんと往来の人も一口尔等閑にせし昔はなし

右のとおり、『略記』独自の記述が多く、『今治拾遺』収録本はかなりシンプルであつて、ことばの繋がりが良く、テンポも良い。

また、『今治拾遺』収録本は、第五九番国分寺で八十八か所を残らず順拝したとあり、現在の白井大師堂（白井御来迎）までで御巡行全体が終わつたように書かれている。

(二) 『今治拾遺』収録本から分かること

1 広本と略本の存在

『御巡行記』『略記』と『今治拾遺』収録本とが、まったく独立した著作であるとはいえないのは確かである。その内容からすれば、『御巡行記』『略記』の記述を主に削除して『今治拾遺』収録本を作つたと考えるよりは、『今治拾遺』収録本の記述に主に加筆して『御巡行記』『略記』を作つたと考えた方が自然であろう。いわゆる潤色である。そうだとすると、前記二つの偽書説が、「竄入潤飾」があつたと指摘していることと、その時期や善悪の判断は別として、整合性があることになる。

次に、『今治拾遺』収録本はおよそ今治藩内のみの記述であるが、「此迄八十八ヶ所ヲ拜残ラス順礼シ」とあることから、おそらく『御巡行記』や『略記』より、よりシンプルな記述の四国全体版の存在が予想される。前者は「広本」、後者は「略本」といえるだろう。

前述のとおり、広本は、伊予国の記述が全体の五割を超える一方、外の三国の記述は、伊予国と比べてそもそも既にかなりシンプルであるから、広本における加筆は、おそらく伊予国のみであるに違いない。

その意味では広本は未完の著作であることになる。

広本は、略本の著作後、伊予国の名所旧蹟や南朝方の遺跡等について加筆したものであり、加筆部分の著者は、おそらく伊予国に居て、四国の中では伊予国について最も詳しい人物であろう。『御巡行記』『略記』の著者大宝寺権少僧正賢明が、略本の著者なのか広本の著者なのか、その両方なのかは不明である。また、伊予国以外についても加筆する具体的な計画があつたのかどうか、加筆の時期等についてはなお不明である。

前記『今治拾遺』収録本の本文の文字数は句読点を除き六四六字、後記のとおり加筆が考えられる傍線部を除くと六〇一字である。他方、『略記』の対応部分の文字数は九四八字で、この部分の記述量は、『今治拾遺』収録本は、『略記』の約六三・四パーセントであることになり、これを仮に『略記』の伊予国全体の文字数四三三九文字に乗ずると、約二七五・一文字となり、各国の記述量の比は、伊予国四四パーセント、讃岐国約一九パーセント、阿波国約一三パーセント、土佐国約二三パーセントとなる。それでも伊予国の記述が多いことに違いはないが、その差は縮小し土佐国は四分の一に近づく。

右計算は仮定によるものであるにせよ、広本における加筆が伊予国のみであるとすれば、略本においては各国の記述量のアンバランスは相当に解消されていることになる。そして、広本の未完部分、すなわち、讃岐国、阿波国、土佐国については、『御巡行記』や『略記』の記述が、略本の記述に近いはずだということにもなるのである。但し、今般判明した今治藩周辺部分の略本と、それ以外の部分の略本が

同時期に著作されたかどうかは不明である。伊予国の広本を加筆した際に、外の部分の略本を書いた可能性も、完全に排除することはできないからである。

とはいえ、今般『今治拾遺』収録本の発見により明らかとなった『御巡行記』の類本の骨格から考えれば、讃岐、阿波、土佐三国の記述を、あらためてより詳細に検討する必要があるのは確かであろう。

2 御巡行の終点について

『今治拾遺』収録本は、第五九番国分寺で八十八か所を残らず巡拝し、現在の白井大師堂（白井御来迎）までで御巡行全体が終わったように書かれている。しかし、白井大師堂（白井御来迎）周辺が終点であることは、前記引用部傍線部が示すだけである。この点、『略記』の結びは、さすがに四国を一周し戻り帰った重みと感慨が伝わってくる。^④『今治拾遺』収録本の記述は、四国御巡行の締め括りとしては簡潔すぎるように思われるのである。

そうすると、『今治拾遺』収録本の前記引用部傍線部は、略本からおよそ今治藩内の記述部分を抜き出した際（それは『今治拾遺』の著述時期とは限らない）に、挿入された文言であるといえるかも知れない。あるいは、略本が、例えばおよそ各藩別のパート毎に作成され、各パート毎に一応御巡行完結の旨の表記を設け、そしてその各パートは各藩や関係者に謹呈するなどした後、全パートの集大成を略本全体としてまとめたものである可能性もないとはいえないかも知れない。いずれにせよ、『今治拾遺』収録本の記載があるからといって、略本全体の終点、すなわち、御巡行の終点が、白井大師堂（白井御来

迎）周辺であるということは考えにくいものと思料する。

3 『今治拾遺』収録本にも、脇屋義助等南朝の義士についての記述が濃厚であることについて

『今治拾遺』収録本にも、脇屋義助等南朝の義士についての記述がある。このことから、まずは、南朝の義士や遺跡についての記述が、すべて潤色によるものではないことがわかるのである。

脇屋義助の墓所について、『日本歴史地名大系 第三九巻 愛媛県の地名』には、

国分寺の東約五〇メートル、国分寺山の西麓、字谷の口の松林の中にある。もとの墓石は霊廟背後の一四基の小五輪塔群といわれる。今は荒れている。

現在の墓標は寛文九年（一六六九）七月、国分寺の快政・藩士町野弾右衛門・首藤又右衛門・国分村庄屋加藤三郎右衛門らの奔走により建立されたもので、のちに家老江島為信も灯籠・玉垣を寄進した。碑は高さ約一・五メートルで、三メートル四方、高さ八〇センチの石壇の上にあり、正面に「脇屋刑部源義助公神廟」、右側に「清和天皇十七代」、左側に「暦応三年辰五月十一日」と刻んでいる。

とあるが、^⑤『今治拾遺』収録本では、「東ノ森ノ碑ハ脇屋刑部義助ノ印ノ石ト聞ヘシカハ暫ク廻向ナシニケル」、『略記』では、「東の森の碑を脇屋刑部卿義助の印の石と聞しかば暫く廻向なしルける…跡弔人も無しと聞く」と書いている。

この「東の森の碑」は、「跡弔人も無い」「印の石」なのであるか

ら、寛文九年（一六六九）七月に建立され、いまに現存する、高さ約一・五メートルの立派な墓標ではないだろう。素直に考えれば、より著作時期が早いと考えられる略本だけでなく、「跡弔人も無しと聞」^{〔1〕}と加筆している広本にあっても、寛文九年（一六六九）七月以前の著作であることを示しているといえるのではないだろうか。

そもそも、寛文九年（一六六九）七月には、人々の奔走により脇屋義助の立派な墓標が建立されているのであるから、既にこの頃、南朝の義士を慕う者も多かったのである。その点からも、南朝の義士や遺跡について多く語っているからといって、南朝美化の皇国史観が伺えるから後世の偽書であるとする見解は、失当であることが分かる。

むすび

以上のとおり、先行研究が指摘する広範囲に及ぶ不審点について検討し、新たに発見した類本史料の検討から得られる知見を併せ考えれば、『御巡行記』は、広本における潤色はあるとはいえ、決して偽書と断定できるものではなく、その跋文に記すとおり、寛永一五年当時の空性法親王の四国霊場御巡行を今に伝える著作である可能性が十分に高いと史料するものである。

『今治拾遺』原本の閲覧等については、今治城学芸員の伊津見孝明氏にお世話になった。この場をお借りして御礼申し上げたい。

〔注〕

〔1〕 伊予史談会蔵（愛媛県立図書館保管）。

〔2〕 徳能通義『古跡遊覧・四國名所誌』（明治二八年（一八九五）七月）。
〔3〕 半井悟庵『愛媛面影』（明治二年（一八六九））（伊予史談会編『愛媛面影』）（伊予史談会双書 第一集）（愛媛県教科図書一九八〇年七月初版）所収。

〔4〕 有辨真念『四国辺路道指南』（貞享四年（一六八七））（伊予史談会編『四国遍路記集』（伊予史談会双書 第三集）（愛媛県教科図書一九八一年八月初版）所収）。

〔5〕 有辨真念『四国偏礼功德記』（元禄三年（一六九〇））（伊予史談会編『四国遍路記集』（伊予史談会双書 第三集）（愛媛県教科図書一九八一年八月初版）所収）。

〔6〕 山内家史料刊行委員会『第二代忠義公紀 第二編』（山内神社宝物資料館一九八一年四月）。

〔7〕 柴谷宗叔『江戸初期の四国遍路―澄禅』『四国辺路日記』の道再現』〔法藏館二〇一四年四月〕三二六頁―三二七頁。

〔8〕 四国八十八ヶ所霊場会編『先達教典』（四国八十八ヶ所霊場会二〇〇六年二月）二七三頁。

〔9〕 『四国遍路と世界の巡礼研究』プロジェクト編『資料紹介・奉納四国中辺路之日記』（『四国遍路と世界の巡礼研究』プロジェクト二〇〇八年三月）一頁。（ ）部筆者。

〔10〕 前掲（註8）『先達教典』（一六八頁―一六九頁）によると、切幡寺の寺名の由来は、およそ以下のとおりである。

修行中の空海が、この地で機織娘に衣を繕う布を所望された。すると娘は織りかけの布を惜しげもなく断ち切り差し出した。空海が娘の望みを聞くと「父母の供養のために仏門に入り観音様を祀りたい」といった。空海は、観音像を造り、娘に灌頂を授けた。すると娘はたちまち観音菩薩の姿となり即身成仏を果たした。空海は嵯峨天皇に上奏し、勅願により堂宇が建立された。空海が造った観音菩薩像は南向きに、娘が即身成仏した観音像は北向きに祀られ、本尊とされた。この縁起により、得度山灌頂院切幡寺という。

〔11〕 『大日本史料』二二一―二二六―六四五。

- (12) 下中邦彦編集『日本歴史地名大系 第三九巻 愛媛県の地名』（平凡社 一九八〇年一月）六四四頁。
- (13) 『土佐国堂記抄録』（平尾道雄外編集『皆山集・土佐の国史料類纂 第二巻 宗教（二）・歴史（一）篇』（一九七五年、高知県立図書館）三一―五頁）に、以下のとおり書かれている。
- 一同村薬師、大師、天和壬戌年大坂寺島真念以願建立爲四國辺路足指山參詣之宿所号真念庵
- (14) 白木利幸「宥辨真念と四国遍路」（『日本研究』第二一卷（国際日本文化研究センター二〇〇〇年三月）一九〇頁）。
- (15) 前掲（註14）論文同書一九二頁。
- (16) 前掲（註4）書 九三頁。
- (17) 前掲（註4）書 七三頁。
- (18) 前掲（註4）書 九五頁。
- (19) 前掲（註5）書 二三〇頁。
- (20) 前掲（註7）書 三一八頁。
- (21) 前掲（註13）書 二七三頁。
- (22) 前掲（註14）論文同書一九〇頁。武田和昭『四国へんろの歴史―四国辺路から四国遍路へ―』（美巧社二〇一六年一月）一八五頁。
- (23) 前掲（註22）書 一八五―一八六頁。
- (24) 前掲（註6）書 七二五頁―七三二頁。
- (25) 前掲（註6）書 七二五頁。
- (26) 前掲（註6）書 七三二頁。
- (27) 塙保己一、補・太田藤四郎編集『続群書類従 第四輯下 補任部』（続群書類従完成会一九九五年六月訂正三版第七刷）四七八頁。
- (28) 『大覚寺年譜』（野路井盛俊本）（一九二四年二月写、宮内庁書陵部図書寮文庫蔵）。
- (29) 井関又右衛門盛英『宇和舊記』（清水眞良編『豫陽叢書 第二巻』（愛媛青年處女協会一九二八年六月）二八頁―二九頁）。なお、『宇和舊記』は、天和元年（一六八一）宇和島藩士井関又右衛門盛英の作である。
- (30) 今治郷土史編さん委員会編『今治郷土史 資料編 近世一』（今治拾遺）（今治市一九八七年七月）一一五三頁。
- (31) 藤井讓治、吉岡眞之監修『正親町天皇実録 第二巻』（天皇皇室実録一〇〇）（ゆまに書房二〇〇五年一月）八四三頁。
- (32) 前掲（註6）書 七二五頁―七三二頁。
- (33) 前掲（註6）書 七三一頁。
- (34) 前掲（註29）書 八五頁、一七九頁。
- (35) 小西可春『玉藻集』（香川叢書 第三）（香川県一九四三年三月）五四頁。なお、『玉藻集』は、延宝五年（一六七七）元高松藩士小西可春の作である（同書解題）。
- (36) 前掲（註28）書 寛永一五年の条。
- (37) 前掲（註31）書 八四三頁。
- (38) 前掲（註29）書 二八頁。
- (39) 前掲（註6）書 七二七―七二八頁。
- (40) 前掲（註30）書。
- (41) 前掲（註1）書。
- (42) 前掲（註1）『略記』の卷末の記述は以下のとおりである。
矢野神南山高く床崎曾祢の城の墟過し大瀬の谷深く菅生の山尔程近く還戻道辺に生ひ茂る小篠苅里編む賤の女のすさひ懸卷伊予簾漸此所て一廻り猶二度も三度も霊趾を回らまほしと思へとも旅路の勞れて大覚の邊の院の玉の里覚め往く夢や法の聲
- (43) 前掲（註12）書 二八八頁。

（いしまる ただし 文学研究科仏教学専攻博士後期課程）

（指導教員・川内 教彰 教授）

二〇一七年九月二十六日受理